### 1

# ○電子記録債権法

平成二九年一月一日以降有効な旧規定

の一部を改正する法律(平成二八・六・三法六二)本則一〇情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等 条 (平成二九・六・二までに施行)

④ この法律において「債権記録」とは、発生記録により発生す第二条①|③ (略) 報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をいう。 ができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情かできない方式で作られる記録であって、電子計算機によっては認識することする分割をする電子記録債権ごとに作成される電磁的記録(電 る電子記録債権又は電子記録債権から第四十三条第一項に規定 3 5

# (電子債権記録機関による電子記録

程の定めの効力を主張することができない。 事項を債権記録に記録していないときは、何人も、当該業務規 おいて、電子債権記録機関が第十六条第二項第十五号に掲げる るところにより、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録を 務規程(以下この章において単に「業務規程」という。)の定め。電子債権記録機関は、第五十一条第一項第五号に規定する業 いて回数の制限その他の制限をすることができる。この場合に しないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録につ

## (電子記録の効力

2 第九条① 電子記録債権の内容は、債権記録の記録により定まる ものとする。

### (電子記録の訂正等) 略

第一〇条① は、前項ただし書の規定を準用する。 該電子記録の回復をしなければならない。この場合においていずれかが経過する日までに電子記録が消去されたときは、当 電子債権記録機関は、第八十六条各号に掲げる期間のうちの

3 -5

第一六条① (柱書略) 発生記録

七 記録番号(発生記録又は分割記録をする際に一の債権記録ー―六 (略) ごとに付す番号をいう。以下同じ。)

### 2 (柱書略)

十二 譲渡記録、保証記録、質権設定記録若しくは分割記録を の定め することができないこととし、又はこれらの電子記録につい て回数の制限その他の制限をする旨の定めをするときは、そ

十六 (略) 士三・士四 (略) これらの電子記録若しくは譲渡記録について回数の制限その 録、質権設定記録若しくは分割記録をしないこととし、又は下五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記

# (分割記録に伴う分割債権記録への記録)

## 第四五条①(柱書略) (柱書略)

二・ホ (略) ハ 譲渡記録、保証記録、質権設定記録又は分割記録をする イ・ロ (略) されている場合におけるその記録可能回数 ことができる回数 (以下「記録可能回数」という。)が記録

## 2

第二章 第九節(略、改正後の第十節) 新第九節(第四七条の二―第四七条の五)(改正により追加)

第八六条 電子債権記録機関は、次に掲げる期間のうちのいずれ 情報が記載され、又は記録されている書面又は電磁的記録を保れた電子記録の請求に当たって電子債権記録機関に提供されたかが経過する日までの間、債権記録及び当該債権記録に記録さ 存しなければならない。 務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により 当該債権記録に記録されたすべての電子記録債権に係る債

録がされた日から五年間 当該債権記録中のすべての記録事項について削除する旨の記

電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年間債務を支払う場合にあっては、最終の支払期日)又は最後の 当該債権記録に記録された支払期日(分割払の方法により

## | 略